

# 市民のための創業支援事業費補助金 最大 90 万円を補助します！



## 【内 容】

本市における移住定住の促進及び地域経済の活性化に資することを目的に、UIJ ターン等により市内で創業、第二創業又は新事業展開をする事業を行う者に最大 90 万円を補助します。

### 補助金の概要

- (1) 創業等に要する経費（補助対象経費）の 2 分の 1 以内の額（上限 50 万円）
- (2) UIJ ターン者には 20 万円加算
- (3) 創業者（法人の場合は代表者）が女性の場合は 10 万円加算
- (4) 空き店舗を活用して創業する場合は 10 万円加算

※UIJ ターン者とは…

- 個人：本市の住民基本台帳に記載されているもので、創業日から起算して過去 2 年以内に転入し、当該転入日から起算して過去 2 年間、本市の住民基本台帳に記載されていないもの
- 法人：創業等に伴い新たに市内に本店所在地を置く法人登記をするものであって、当該登記の日から起算して過去 2 年間、市内に本店所在地を置く法人登記がなされていないもので、当該法人の代表者が創業日において本市の住民基本台帳に記載されているもの

### 補助対象経費

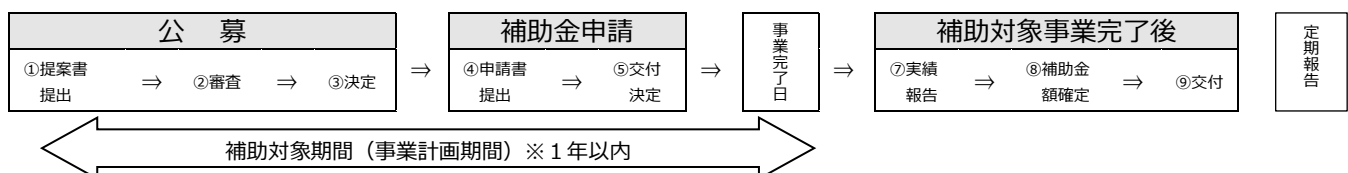
- ア 創業等に必要官公庁への申請書類作成等に係る経費
- イ 法人設立時の登記に要する費用（印紙・登録免許税を除く。）
- ウ 事業所等新築工事費（増改築を含む。ただし、住居部分を除く。）
- エ 事業所等の賃貸料（駐車場代を含む。ただし、申請者本人が所有する場合及び居住部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く。）
- オ 備品購入費（事業以外でも使用可能な汎用性の高い備品（車両、電子機器等）を除く。）
- カ 試供品又はサンプル品の製作に係る委託費用及び原材料費
- キ マーケティング調査費
- ク 広告宣伝費（パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出店費用等。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。）
- ケ その他創業等に必要経費として市長が認めるもの

※**提案書提出前の事業（備品購入、工事の経費等）は補助対象となりませんので、ご注意ください。**

補助対象期間（事業計画期間）は、提案書の提出日から事業完了日までとする。（1 年以内）

## 【手続きのながれ】

市民のための創業支援事業の公募期間中に提案書を提出し、稲敷市創業支援事業審査委員会での審査を経て、補助金交付対象となる事業及び事業者が決定されます。交付対象となる事業を行う事業者は、補助金の交付について申請をし、審査を経て決定を受け、その後補助対象事業が完了したときに、実績報告を提出して、補助金額が確定し交付となります。補助対象事業完了後 3 年間は、定期報告書の提出が必要となります。



## 【要件】

### 1. 応募できる者

応募することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 市内で創業等をしようとする者又は提案書兼同意書を提出した日において、市内での創業等から1年を経過していない者であること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記載されている個人（法人にあっては、代表者）又は提案事業の事業完了した日までに本市の住民基本台帳に記載される見込みがある個人（法人にあっては、代表者）であって、市内で事業を興す者であること。
- (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者から同法第2条第31項に規定される特定創業支援等事業を受ける者（法人にあっては代表者が対象）であること。
- (4) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 市税及び上下水道料金に滞納がないこと。
- (6) 政治的活動、宗教的活動を行う個人及び団体でないこと。
- (7) その他市長が適切ではないと判断するものでないこと。

### 2. 応募できる事業

応募することができる事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 先進性、妥当性及び確実性を有する事業
- (2) 移住定住の促進及び地域経済の活性化に繋がる事業
- (3) 風俗営業及び公序良俗に問題のない事業
- (4) 関係法令の許可が取得できる又は見込みがある事業
- (5) 産業競争力強化法に規定される特定創業支援事業を受ける者による事業
- (6) 本市の住民基本台帳に記載されている個人（法人にあっては、代表者）又は事業完了した日までに本市の住民基本台帳に記載される見込みがある個人（法人にあっては、代表者）が市内で興す事業
- (7) 補助対象経費の合計額が50万円以上である事業
- (8) 令和7年3月31日までに創業等をする事業

## 【提出書類】

提案書及び添付書類等については、下記の稲敷市公式ホームページからダウンロードしてください。

稲敷市公式ホームページ

- ▶ 事業者の情報 ▶ 事業者支援 ▶ 創業支援
- ▶ 令和6年度稲敷市市民のための創業支援事業の公募について



詳細についてのお問い合わせ、並びに事前相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談ください。

(問合せ先) 稲敷市 地域振興部 産業振興課 企業誘致推進室

電話 029-892-2000 (代) E-mail : kigyuu@city.inashiki.lg.jp